

# 暴言・暴力・迷惑行為への対応及び 院内撮影の禁止について

## ① 暴言・暴力・迷惑行為への対応及び院内撮影の禁止について

当院では、暴力の予防と対策を推進し、暴言・暴力が発生した場合は被害職員を守り、組織的対応をする事としています。

次のような暴言・暴力・迷惑行為があった場合、退院や退去を命ずるあるいは警察介入を依頼することがありますので、予めご了承くださいと共に、ご理解とご協力をお願い致します。

1. 大声や奇声、暴言または脅迫的な言動により、他の病院利用者や病院職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
2. 来院者および病院職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合
3. 解決しがたい要求を繰り返しい、病院職員の業務を妨害すること（必要限度を超えて面会や電話等を強要する行為等）
4. 病院職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をすること
5. 正当な理由もなく病院に立ち入り、長時間とどまること
6. 医療従事者の指示に従わない行為（飲酒・喫煙・無断離院等）
7. 病院側の了承を得ず撮影や録音をすること
8. 謝罪や謝罪文を強要すること
9. 院内の機器類の無断使用、持ち出し、または器物破損行為
10. その他、他の病院利用者や病院の迷惑と判断される行為、および医療に支障をきたす迷惑行為

## 【参考】暴力被害から医療従事者を守る法律

医療従事者や患者に対して殴る・蹴る胸倉をつかむ等の暴力行為をする <刑法 208 条 暴行罪>

上記、暴力考により負傷させる <刑法 204 条 傷害罪>

院内の設備や備品を破壊する <刑法 261 条 器物損壊罪>

医療従事者や患者に暴言を浴びせる <刑法 231 条 侮辱罪>

わざと大声を張り上げたり奇声を発したり、居直り続けて業務を妨害する <刑法 234 条 威力行為妨害罪>

「お前ら許さないぞ」等脅迫暴言を吐く <刑法 222 条 脅迫罪>

医療従事者に物を投げつける等の行為をする <刑法 208 条 暴行罪>

上記、暴力行為により負傷させる <刑法 204 条 傷害罪>

土下座させたり、謝らせたりする <刑法 223 条 強要罪>

正当な理由がないのに病院に侵入し、退去勧告にも従わない <刑法 130 条 住居侵入罪・不退去罪>

許可なく院内での撮影や  
録音、SNSなどへの  
投稿は禁止します。



患者や職員のプライバシー、および院内における  
個人情報保護のため、許可なく院内での撮影や録音、SNSなどに投稿する行為を禁止します。

- ◆撮影および録音等を希望される場合は、病院職員までご相談ください。
- ◆無許可での撮影、録音、SNSなどへの投稿が発覚した場合は、  
しかるべき措置を講じます。

病院長